

生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の拡充及び延長

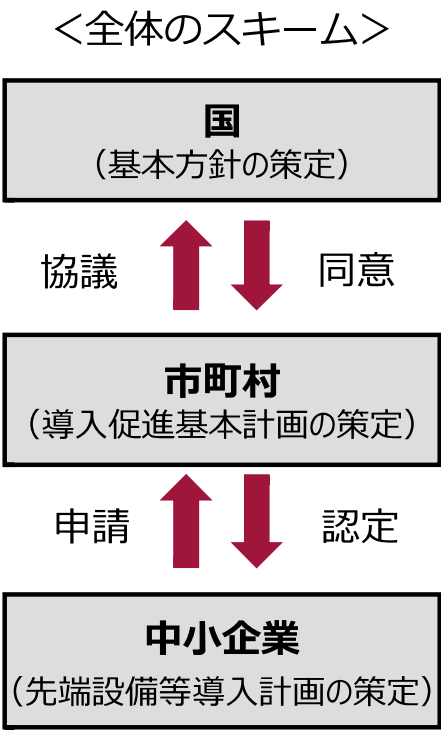
（固定資産税）

拡充・延長

- 赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資を後押しするため、賃上げを行う企業を対象に、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置の適用期限を2年間延長するとともに、賃上げ率に応じて、軽減率を引き上げる。
- 具体的には、賃上げ率を1.5%以上引き上げる方針を表明した場合は、3年間、課税標準を1/2に軽減する。賃上げ率を3%以上引き上げる方針を表明した場合は、5年間、課税標準を1/4に軽減する。

改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】



特例措置の 対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす 中小企業		
計画認定 要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均 3 %以上向上する等、基本方針や市町村の導入 促進基本計画に沿ったものであること		
対象設備等	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件
	①機械及び装置	1 6 0 万円以上	投資利益率が年率 5 %以上の投資計 画に記載された設備 （認定経営革新等支援機関が確認）
	②測定工具及び 検査工具	3 0 万円以上	
	③器具備品	3 0 万円以上	
	④建物附属設備	6 0 万円以上	
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%） ・先端設備等導入計画中に1.5%以上の賃上げ表明※に関する記載あり → 3 年間、課税標準を 1 / 2 に軽減 ・先端設備等導入計画中に3%以上の賃上げ表明※に関する記載あり → 5 年間、課税標準を 1 / 4 に軽減 ※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの。		
適用期限	2年間（令和9年3月31日（2026年度末）までに取得したもの）		